

秋の年次公開検証「秋のレビュー」（3日目）

基金

平成28年11月12日（土）

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会：田島行政改革推進本部事務局次長

山本幸三行政改革担当大臣

務台俊介行政改革担当大臣政務官

評価者：石田恵美評価者（取りまとめ）、石田晴美評価者、太田康広評価者、

金子良太評価者、川澤良子評価者

府省等：山本公一環境大臣、環境省、農林水産省、財務省主計局

○田島次長 それでは、時間となりましたので、秋のレビュー3日目、今日が最終日でございますが、開始したいと思います。

1コマ目、テーマが「基金」ということで、60分行いたいと思います。

まず、出席者を御紹介します。

評価者の先生方、石田恵美様、弁護士・公認会計士（日比谷見附法律事務所）でございます。このセッションの取りまとめをお願いします。

次に、石田晴美様、文教大学経営学部准教授・公認会計士でいらっしゃいます。

太田康広様、慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授でいらっしゃいます。

金子良太様、國學院大學経済学部教授（公認会計士）でいらっしゃいます。

川澤良子様、Social Policy Lab株式会社代表取締役でいらっしゃいます。

出席政務として、山本行革担当大臣、務台政務官が御出席でございます。

出席省庁は環境省でございますが、山本公一環境大臣も御出席でございます。それと、農水省、財政当局として財務省主計局が参加してございます。

それでは、事務局よりまず説明をさせます。

○事務局 失礼いたします。

それでは、資料に基づきまして、御説明いたします。「基金」と書いてある資料を御覧ください。

最初に「基金とは」ということで、視聴者の皆様にも御説明申し上げたいと思います。国の予算というのは基本的には年度ごとで組んで、その予算を年度内に執行するというのが基本でございますけれども、国がしなければならない事業といたしまして、複数年度にわたるものもございますし、また、今年はお金を払わなくていいけれども、来年、何か起こったときに払わなくてはいけないということもございます。したがって、そういった事業に対応するために、基金という形で、ある年度に国がお金を出すのですけれども、それを独立行政法人ですとか公益法人というところにためておいて、予算の目的に合った事業に対して複数年にわたってお金を使うという制度がございます。そういった基金が公益法人等に備えてございますが、中には複数年の事業ということに進めているのだけれども、その進捗管理はどうなのかということですか、万一の場合に備えてのお金であるにして

も、積み過ぎになってはいないかということで、余り使われていないのに国のお金が基金に残っているということがありまして、そういった問題を取り上げるのかこのセッションの目的ということでございます。

○田島次長　ここで一言。申し遅れましたが、この1時間で二つの基金を扱います。それぞれ1部、2部と分けてやりますので、説明もまず一つ目の基金でお願いします。

○事務局　それでは、まず、環境省が所管されております地域低炭素化出資事業基金ということで、御説明いたします。資料の2ページを御覧ください。

地域低炭素化出資事業基金は、国が拠出した基金から、民間資金が十分には供給されない低炭素化プロジェクトに対して、民間と共同で出資を行うものでございます。低炭素化プロジェクトとは、いろいろございますが、例えば、太陽光発電などということになります。

基金設置法人は、グリーンファイナンス推進機構であり、平成28年には運営管理費は5億円ということになっております。

なお、本基金でございますけれども、各年度に国からの資金が拠出されるごとに基金が立てられているということになっておりまして、例えば、財布が別々になっているような状態でございます。このいずれについても、グリーンファイナンス推進機構が基金設置法人となっておられるということになります。

支出等の推移ですが、下段の表に記載のとおりでございますけれども、例えば、27年度は当初見込みでは20件の案件に44億円の支出がなされるということでしたが、実際には7件の案件に4億円の支出ということになっております。

次に、3ページを御覧ください。本基金に関する論点ということでございますが、一つは、支出実績と見込みが乖離しているのはなぜか。

二つ目が、基金設置法人に関しては、適切な競争性を保つため公募を行うべきではないか。また、事業運営は効率的に行われているか。

三つ目が、29年度要求額は適切な水準か。また、低炭素化を推進する政策における本事業の意義・位置づけは明確かということでございます。

事務局からは以上でございます。

○田島次長　それでは、環境省から説明をお願いします。時間の関係上、3分以内でよろしくをお願いします。

○山本環境大臣　パリ協定を受けまして、世界は脱炭素化に向け急速に動き出しております。我が国でも2030年26%削減、さらには2050年80%削減という大きな目標に向け、強力に取組を進めなければなりません。この目標の実現には、再生可能エネルギーの大幅な拡

充が必要であり、そのためには金融機関や投資家などの持つ民間資金の有効活用が不可欠です。このため、あらゆる施策を総動員していかねばなりません。

この地域低炭素投資促進ファンド事業は、民間資金の有効活用のために世界各国で導入されているグリーン投資銀行という取組の一つです。地域に豊富にある再生可能エネルギーを活用し、地域が主体となる事業に対して公的資金を用いて、民間資金の呼び水となる出資を行い、事業の実現を支援しています。これまでに出资额の7.5倍以上の民間資金の呼び込みに成功しており、大変効果的に温暖化対策を行える事業となっております。

また、このファンド事業を通じて、地域事業者の再エネ事業や、地域金融機関の融資の実績が蓄積されることで、地域で再エネ事業が有望なビジネスとして進む素地ができることにもなります。更には、このファンド事業の支援で地域に根差した再エネ事業が増加し、地域の雇用が生み出され、また、地域からのエネルギーコスト流出が止まり、地域活性化にもつながります。

以上のように、このファンド事業は、地球温暖化対策に加え、地域活性化の同時実現を図るものです。我が国の現状を鑑みれば、呼び水としての重要な意味を持つと認識しており、今後、更に伸ばしていく事業と考えております。

ぜひ、今、申し上げた事業の大きな意義を常に念頭に置いて御審議をお願いいたします。

○環境省 引き続きまして、私のほうから論点について基本的な考え方を御説明いたします。

まず、参考資料の2ページ目を御覧いただきたいと思っております。本事業では、出資決定により、複数年度にわたり支出する出資の総額を決定します。その上で、事業者から事業の進捗に応じてキャピタルコールを受け、それに伴って段階的に支出を行っております。

資料2ページ目の右側に記載しております額がこれまでの出資決定額、すなわちコミットメント額の総額で、これまで23件、77.9億円となり、国からの資金交付額のうち、これを超える額についてはその都度国庫に返納されることになっております。このコミットメント額のうち、出資実行を行った額の見込みと実績の乖離が、まず、指摘いただいている点でございます。

これにつきましては、地域の再エネ事業は、地域の関係者を巻き込んで行うために調整に時間を要するなど、事業が予定どおりに進まず、キャピタルコールのタイミングが後ろ倒しになることもありますが、これは飽くまでも事業自体が頓挫しているわけではなく、契約に基づき出資総額は全て支出されます。しかしながら、より実態に即した見込み額が算出できるよう、モニタリングの強化を通じて案件の進捗管理をしっかりと行いたいと思っております。

次に、二点目の論点でございます。基金設置法人の競争性についてでございますが、資料2ページの左側のとおり、資金設置法人は平成25年度以降、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構に委ねております。平成25年度、26年度は公募を行った一方、平成27年

度からは公募はいたしておりません。これは、これまでの実績を踏まえつつ、地域に根差した再エネ事業をより効果的に支援するために、出資判断、出資後のモニタリング等に関する知見、経験の蓄積やファンド全体での最適なポートフォリオマネジメントが重要と考えたからでございます。

ただし、より適切な事業者が参入する可能性も考慮し、一定の期間ごとに公募するなど、継続性や事務の効率性等に配慮しつつ、競争性を確保するための措置を検討したいと考えております。

また、事業運営につきましては、昨年度までの出資決定総額77.9億円である一方、昨年度の事務費は約3億円でありまして、その割合は出資決定総額の4%です。事務費の約半分を占める人件費につきましては、職員1人当たり平均は年間約670万円程度であるなど、費用を節約しています。今後とも、極力効率的に事務費を遂行していきませんが、しっかり今後とも進めていきたいと、基金管理団体に必要な指導監督を行ってまいりたいと考えています。

次に、三点目の論点、来年度予算についてでございます。先ほど大臣から申し上げましたように、パリ協定の発効を受け、世界が脱炭素化に向けて急速に動き出す中、温暖化対策を強化する必要があります。

資料の3ページ目を御覧ください。再エネは地域活性化にもつながるので、事業者の関心が高まっており、これまでに事業者等から相談のあった約400件のうち見込みのあるものにつきまして、相談審査を進めておりまして、こうした状況を踏まえて来年度要求をしているものでございます。

最後に、4ページ目を御覧ください。事業の意義、位置づけでございます。温暖化対策には、社会の導入ステージに応じた政策的支援が必要と考えております。とりわけ、再エネの大幅な拡充のためにはあらゆる策を総動員していかなければなりません。再エネにつきましては、出資などの金融メカニズムを活用して支援することで、自律的な民間事業・民間投資が定着するステージにつなげる必要があると考えておりまして、本事業はそのための重要な施策と考えております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○田島次長 それでは、議論を開始したいと思います。

大体11時ぐらいまで20分間めどでお願いいたします。御自由にどうぞ。

○金子評価者 それでは、1点質問させていただきます。

先ほど、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構について、27年度から公募は行っていないということでしたが、一定期間ごとに公募を行う必要があるという流れの中で、今回、平成27年度の出資実績が当初見込みに比べると相当に下回っているという状況がある中では、特定の法人のパフォーマンスが非常に高かったと客観的に評価することは非常

に難しい状況になっているかと思いますが、そうしますと、すぐにでもまた再び公募に戻るということを具体的に計画されているという理解でよろしいでしょうか。

また、大幅に当初見込みよりも実績が下回ったことに対して、どのように御説明されるか教えていただければと思います。

以上です。

○環境省 1点目につきましては、来年度から公募したいということで今、検討を進めたいと思っております。

2点目につきましては、事業ごとにあります、再エネ事業を進めていく上で、風力とか、太陽光、地熱につきましては、地元の関係者との調整でありますとか、地元の環境保全団体に関する調整とかがなかなか難しいということがありまして、それに基づきまして事業者からのキャピタルコールのタイミングが遅れてきてしまったということがございます。これにつきましては、先ほど言いましたように、ファンドといたしましても、今の段階におきましてはモニタリングの強化とか、そういったことを指導監督していきたいと思っております。

○金子評価者 そういった観点からしますと、こういった事業の場合、どうしても地元との調整が難しいというのはもともと予想がついているものであって、そのような内容については当初の見込みの中に算入すべきものと考えまして、当初の見込みに比べて実績が少ないことを地元との調整が難かしいというだけで説明はしきれないかと思いますが、その点について何かお考えがあればよろしくお願いいたします。

○環境省 地元との調整の難しさは当然ながら当初の見込みには組み込んでおるところでございます。ただ、実際に事業を具体化していく段階で、地元と当たってみて、いろいろな環境影響とかを具体化した段階において、さまざまな調整なりが具体的に生じてくるということはよくあるとはいいませんけれども、生じてくることはありますので、そういった段階で、何も27年度44億が未来永劫延びていくというわけではなくて、そこは次の年にすぐできるような形のモニタリングなりを強化していきたいと思っております。

○金子評価者 具体的なモニタリングの成果を期待しております。

○太田評価者 CO2削減の予算について伺いたいのですが、レビューシートの事業番号0014を見ますと、1トン当たりの予算、成果実績が25年度420円、26年度456円、27年度998円と、これは通常の予算と比べると極めてすばらしい数字だということで、その下の目標の2,500円というところからしても、26年度達成548%、25年度595.2%、すばらしい数字なのですけれども、なぜこのように低い数字が達成できるのか。あるいは、環境省全体

の1トン当たりの予算としてはお幾らぐらいを大体现在まで予定されていますか。

○環境省 環境省全体では、1トン当たり約9,000円ぐらいというのが全体の平均でございます。

これにつきましては、出資でございますので、呼び水として、あとは民間事業者の事業を呼び込むので。

○太田評価者 そうだとしますと、7.5倍の民間資金が入っているのだとすると、実は1のところではなくて、7.5全部足してしまっているの、この数字は実態としてはこの7倍ぐらいかかっているということですか。国が出した分に対する効果だけでいうと、それだけだということですか。

○環境省 国が支出した当たりの金額。

○太田評価者 これはある種数字の定義の問題ですが、場合によってはこの7倍とか8倍とかの数字と考えるのが適当という。

○環境省 これは民間事業者全体として、事業全体として見たら7.5倍なり何なりした数字ということになりますけれども、これは飽くまで国の予算として支出した額が呼び水として。

○太田評価者 呼び水になったのはお幾らなのですか。もし国の予算がなくてもフィードインタリフ、FITがありますから、自然に民間資金が入ってくるはずなのですから、もしこの国の資金がなかったとしたら、幾らになっていたと試算されているのですか。

○環境省 国の資金がなかったら、事業化自体ができなかった。

○太田評価者 そもそも融資が行われなかったということですか。

○環境省 はい。

○太田評価者 それは本当なのですか。フィードインタリフの制度があつて、実際に再生可能エネルギーだと採算が合うような仕組みがあるわけですね。民間資金が自然にそこに入っていくはずなのですが、国の資金がなくても回ったのではないですかというのがポイントなのです。

○環境省 これにつきましては、地域に根差した再エネ事業でございますが、FITによる収益が見込まれる場合であっても、担い手であります地域事業者の実績、信用力不足や資金の出し手であります地域金融機関の融資経験不足、審査の不足によって、事業資金の調達に苦慮している状況がございます。

○太田評価者 苦慮しているという状況はどのようなエビデンスによって裏付けられているのですか。

○環境省 これは例えば経産省の調査でございますけれども、FITの制度の設備認定事業者についてアンケートしたことがございますけれども、自己資金の不足でありますとか、金融機関の再生可能エネルギー事業に対する融資経験不足が課題になっているということ。

○太田評価者 アンケートですね。事業がなされたところとなされていない地域で再生可能エネルギーの普及度はどれぐらい違うのですか。これがなくともうまくいくのではないかというのが、基本的な質問のポイントなのです。

○環境省 お答えいたします。こちらの個別の案件につきましては、それぞれ出資要件につきまして、要は呼び水としてきちんとこの国の出資が使われているかということを確認しております。ですので、要件に合致し、それをきちんと事業者との間で確認した上で、これがあって初めてこの事業が成り立つのだというところまで見た上で、出資決定をしているものでございます。

○太田評価者 確認をされたことは理解しましたが、どう確認されたのでしょうか。どういう数字で確認されていますか。

○環境省 数字までは明らかではございませんが、事業者に対するヒアリングなり、あるいは提出されている文書の中からそういったものをきちんと確認しているということでございます。

○太田評価者 どういう条件が満たされたら、呼び水になっていると判定されるのですか。

○環境省 こちらの国からの出資がなければ、ほかの金融機関からの出資なり融資だけではこの事業ができないということの確認でございます。

○太田評価者 それはこの融資を受ける側からすると、このお金はぜひ必要なのだ、これがないとできないのだというインセンティブが当然あるわけですね。アンケートをとれば



そうおっしゃると思うのですけれども、実態としてそうなのだという事はどう確認されるのですか。フィードインタリフという制度がある以上は、民間資金は入ってくるわけですね。実際7.5倍は入っているわけで、ここで国の1がなくても、入ってくるのではないですか。

○環境省 今までも、先ほどアンケートにありましたフィードインタリフがあったとしても地元事業者の信用力なり、あるいは地元金融機関の、再エネ事業というのはまだ歴史が浅いわけですので、そういったものについてどうやって融資評価をするかはなかなか。

○太田評価者 その御主張は理解したのですが、その御主張を裏づけるエビデンスはありますか。

○環境省 我々としては今までの個別の事業者からのヒアリング、あとは先ほど申しましたアンケート調査とか、あるいは地方自治体からも、地元で再エネ事業をするに当たって問題になるのは資金の調達とか、そういったものが課題になるというアンケート結果に基づいて、そういう状況があるというふうに判断した。

○太田評価者 国が出した1に対して7.5倍も集まっているわけですね。余り苦慮しているように見えませんが。

○環境省 その7.5倍が苦慮しているかどうかというのは、少なくとも国からの資金が入らないとこの事業が行われなかったということは事実でございます。

○太田評価者 この事業がなければ、別に民間の資金が出てきて、そこが残りの7.5倍分投入されていたかもしれませんね。そうでなかったというエビデンスはどこにあるのでしょうか。

○環境省 そこは事業者からのヒアリングとか、我々が出資をするに当たっての要件でございますので、国の出資がなければ事業が行えなかった、それについて資料を出してもらって判断したということでございます。

○太田評価者 これは予算80億円ぐらいという理解でよろしいですか。

○環境省 来年度は80億円で要求をしている。

○太田評価者 現在は60億円。60億円の事業をする事前のフィージビリティスタディーとしては、そのアンケートはエビデンスとしてはかなり弱いのではないのでしょうか。

○環境省 経産省の調査以外の一橋大学によるアンケート調査でも、例えば自治体に対するアンケート調査でも、あなたの自治体で再生可能エネルギーの利用に関して課題になっているものは何ですかというものの一番回答の多いのが、事業の資金調達が難しい、あるいは必要となるノウハウや経験が不足しているということでございます。

お金の面だけを強調されると7.5倍という話になるのですけれども、当然、資金を引き出す前提として、実はグリーンファイナンス推進機構はデューデリジェンスを整えるとか、必要なアドバイスはしているということでありまして、出資という行為を通じて間接的に事業が成立するサポートをしているというところでありまして。したがって、出資ということがメインではあるのですけれども、そこに付随するデューデリジェンスとかサポート業務があって、初めて全体が完結するのだということだと考えております。

○太田評価者 ただ、民間で買取り制度があって、事業に採算性がとれれば、それはアドバイスをする会社というのは民間で出てくる可能性がありますね。採算がとれないのでぜひ国がやる必要があるというエビデンスがあるのですか。儲かるのであれば、民間でサービスをしたり、コーディネーションするサービスという会社が出てくる余地はあるはずですね。これは国がやっているからそういうサービスが出てこないのではないか。クラウドアウトしている、押しのけているのではないか。

○環境省 それは、繰り返しになりますけれども、アンケート調査とかで資金調達、つまり、最後の一押しといいますか、国が出すことによって信用力が出て事業が進むというような課題があるということがあります。

いずれにしましても、再エネ事業は22%~24%を2030年を目指してもやらなくてはならないわけですので、いまだに水力を除けばそれ以外3倍程度は伸ばさなければならないという状況で。

○田島次長 時間もあるので、あと1往復にしてもらえますか。

○太田評価者 わかりました。基本的にアンケートというのはエビデンスとして弱いという印象を持っております。

あと、これはCO2の予算の計算のときに買取価格制度によって電力料金に転嫁されている部分はちゃんと考えているのですか。国の予算が少なくてもCO2の削減が非常に達成されても、その分電気料金が上がって、一般の電気の消費者が払っているのであれば、日本全体としてマクロ的に見たときにいい事業だと言えませんね。どうでしょう。CO2削減予算と

して電力料金の値上げに転嫁された部分は勘案されているのかどうか。

○環境省 そちらにつきましては、最終的にはこちらの資金は出資でございますので、ある意味リターンなり、イグジットをしていく過程の中で、全て国庫のほうに戻ってくるという理解しておりますので、そういう意味で国民負担が重なってくるという部分のところはないと理解しております。

○太田評価者 重なってくるかどうかではなくて、電気料金に転嫁された部分まで考えた上で政策の効果を考えられているのかどうか。つまり、CO2削減のコストは税金が入っている分だけではなくて、電気料金の形で徴収されている部分があるわけですね。そこも考えているのかということです。逆に言うと、税金が少なくても電気料金のほうにたくさんかかるようであれば、その事業はやらないほうがいいわけで、それをトータルで考えられているのかどうかということです。

○環境省 御指摘はわかるのですが、それはFIT制度そのものの問題でありまして、FIT制度という制度によって再生可能エネルギーをとにかく増やしていこうという国の方針があるわけでございますので、それをこの事業のコストだと捉えられるのは、我々としては違うのではないかと考えています。

○太田評価者 ただ、制度が違うから、そちらで国民の負担が増えるということは気にしないということであれば、公的な事業としては問題があるのではないですか。トータルのコストを考える必要があると思います。

○田島次長 これも1往復で。あと5分ぐらいになっているので。

○環境省 国全体のエネルギー計画で再エネを2030年に22～24%になっております。そういった全体の中で、それらの施策はとにかくあらゆる策を講じていかなければならないということで、我々は今、進めておりますので、その進めていく中でコストをどうするかというのはまた今後の検討課題ではあるかと思えます。

○石田晴美評価者 私も民間資金の7.5倍を呼んできたということは、当初は必要だったのかもしれないのですけれども、7.5倍までくるのであれば、民間も採算性がとれるということで入ってくるので、太田先生がおっしゃるように、必要ないのではないかと思うのです。

更に1点、グリーンファイナンス推進機構について伺いたいのですが、ここまで呼び水効果があるということがわかったのであれば、推進機構を入れないで環境省が直接民間の

出資額の25%とか10%という形で出資をするというふうにしたほうが、審査は民間に任せる。民間は倒れてしまったら、あるいは採算がとれなかったら大変ですから、きっちりと審査をしたいと思いますので、その審査に乗かって、国が10%なり20%なりとされたほうが、今、グリーンファイナンス推進機構に、大変言葉は恐縮ですけども、丸抱えでその方たちの人件費も全部入れて、27年度は3億、28年度は5億、これからかかるわけですね。5億を10年やると50億ですから、変な話、出資できたのにその50億は消えてなくなるわけですね。

また言葉が大変悪いのですが、この基金を運営するためにグリーンファイナンス推進機構ができたわけですね。ということは、今、グリーンファイナンス推進機構はほかに何かこの事業以外の事業をされていていらっしゃるのでしょうか。

○環境省 現時点では、グリーンファイナンス推進機構はこの業務以外はやっておりません。

○石田晴美評価者 大変恐縮ですが、役職員の方27名、役員8名ということなのですが、役員の方の名前をざっとホームページで拝見しましたが、残りの職員19人の中に環境省の0B、0Gの方がいらっしゃるのでしょうか。

○環境省 それはおりません。

○田島次長 どうぞ。

○川澤評価者 先ほど御説明ありました、国庫返納について伺わせていただきます。

基金シートの1ページ目に、それぞれ各年度において出資上限額を設定しなかった金額は国庫返納したとございますけれども、出資が決定された案件については複数年度の事業計画を策定されて、毎年度の出資上限額が決定されると思うのですが、例えばこういった新しい事業の場合、年度によって出資を受けたい金額が変動する、若しくは総額として増減することもあるかと思えますし、また、残念ながら事業が廃止される、失敗に終わるといったことも考えられると思えます。その場合も同じように国庫返納はきちんとなされているのかどうか、そこはいかがでしょうか。

○環境省 今のところそういった案件はありませんけれども、予定されているものがございまして、そういったものは今後そういった形で国庫にきちんと返納していくというプロセスをとる予定であります。

○川澤評価者 そのあたりの毎年度の各事業の進捗といいますか、モニタリングというの

が非常に重要になってくるかと思えますし、そのモニタリングがなければきちんとした国庫返納すべき金額というのも確定しないと思えます。

今後、案件が増えていくに当たって、モニタリングの量も更に増えていくわけですがけれども、その場合にグリーンファイナンス推進機構だけで引き続き実施されていくというお考えでしょうか。

○環境省 基本的には、グリーンファイナンス推進機構、今後、公募することになるとどうかわかりませんが、基金の管理団体に対してモニタリングはきちんとしていただくとともに、我々としてもこれまでも1か月半ぐらいに1回ずつ必ず定期的に進捗管理を共有して、いろいろとアドバイスなり助言なりしているところがございますので、そういったことを通じてきちんとしたモニタリングあるいは進捗状況の把握をしていきたいと思っております。

○川澤評価者 恐らく、今後ますます金額が積み上がっていくにつれて、モニタリングの量と重要性も高まってくるかと思えますので、そこはぜひ機構のほうに丸投げではなくて、環境省が直接進捗について把握され、必要なものは国庫返納されるということをぜひお願いしたいと思います。

○田島次長 あと5分程度ですが。

○石田恵美評価者 こちらのほうのそもそもの目的というのは、サブファンドのほうを組成するということが目的なのでしょうか。

○環境省 サブファンドの組成は直接の目的ではございません。こちらは飽くまでも、こちらの説明資料でございますように、呼び水として出資をしまして、民間投資を促進することが目的でございます。

○石田恵美評価者 そうすると、サブファンドをアウトカムとして持ってこられていて、レビューシートの1ページ目ですけれども、基本的には47都道府県の約半数についてサブファンドを組成するのだと、まずそのためにやり始めたけれども、まだ目標値4地域に対して2地域にしかできていないと。しかも、サブファンドというのが目的ではなくて、こういうものを呼び水として投資をすることが目的なのだとする、御承知のとおり、ファンドを組むということはファンドを組むだけでものすごくコストがかかるわけですね。特にグリーンファイナンスさんのほうに対して3億2,000万の事務費がかかっていると、レビューシートの資金の流れなどを見ますと書いてありますけれども、1億7,700万の投資を実現するのに当たって、結局事務費はその倍ぐらいかかっている。

先ほど人件費、このうちの約1億5,000万が人件費かと思えますけれども、一人頭670万円というのを節約させるのだとおっしゃいましたけれども、果たしてこういうファンドをやっているところが一人頭670万円もの人件費を使って民間はやっているだろうかということ。

それから、3億2,000万の残りの部分については、謝金だとか委託費、あるいは賃借料で、これまた1億5,000万かかっています。結局こういうファンドを作ってやるということ自体でものすごくコストがかかっていくわけで、だからこそ、これは民間がやらないからこれを積極的にやるのだというのであればわからないではありませんけれども、結果的には7倍もの民間のものが出資されるということにおいては、基本的には民間も出資できるような、もとがとれるような事業でないといけないのだろとおもわれます。

そういった中で、質問が二つあるのですけれども、質問の一つ目は、結局、こういうファンドを組んでやると言ってはいるけれども、サブファンドを作るということは余りなされておらず、直接の投資がほとんどであるということを見ると、この仕組みをいつまで維持するのかの合理性についてがよくわからない。特に来年のところについては競争させるとおっしゃいましたけれども、先ほど来、こういう案件は地元とのつながりとか案件発掘に非常に時間がかかるのだ、あるいは、一旦投資を決めても事業のサポートをするのだとおっしゃっていたことからすると、結局のところ、ほかの法人にやらせるということ自体が非常に難しく、結局、競争させると言いながらも、競争ができないような状態で来年度を迎えるのではないかと思うのですが、こういったファンドを使ってこれやることについて、意義があるのかとどうかについて、もう一度簡単に教えてください。

○環境省 まず、1点目のサブファンドが指標の一つということでございますけれども、当方からの参考資料の5ページ目でございますが、グリーンファンド事業のKPIにつきましては、ファンド全体のKPIといたしましても収益性、政策性ということでございます。飽くまでも地域型サブファンドの組成件数はそのうちの一つでございますので、そこだけを特化した事業シートの書き方をしたというのは適切ではないと思いますので、今後、全体を含めた適切な指標や目標を記載したいと考えております。

もう一つ、ファンドでございますが、飽くまでも政策目的は国として資金を出して呼び水をして、民間事業を進めて再エネ事業を拡大していくということでございまして、その呼び水として出資した金額をどのように適切に管理して事業に出資していくかということでございますので、そういった面から、それは事業ごとによっていろいろ年度を変更しますので、基金を造って、そこで適切に管理していくというのが適当なのではないかと考えてございます。基金の管理運営とかそういったところにつきましては、今後ともモニタリングとか、いろいろ手法はあると思えますけれども、適切に管理できるようにしていきたいと考えているところでございます。

○石田恵美評価者 結局、モニタリングだとか、呼び水だとかというような、抽象的な言葉の中でごまかされてはいけないと思うのですね。それだけのものを用意するのに年間3億だとか、これからは5億だとか、そもそもの経費がかかってしまうというやり方をしながら、呼び水でどのぐらいの実績が上がるかということについて、過去の今までの実績を見ると大変厳しい状態であるということですので、本当にこのスキームで続けるのかについては、厳しく御検討いただきたいと思います。

その関連でもう一つだけ御質問なのですけれども、環境省のほうでは、CO2対策ということで、さんざんいろいろな事業をやっているんですけど、その中で補助金を出したり、あるいは地元のこういったものを発掘したりということはたくさんやっているといます。例えば「省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業」とかでも40億ぐらい出していらっしゃると思いますし、こういったものの中でどういうようにどこで出しているのか、重なっているものがないのかというのはきちんと管理されているのでしょうか。

○環境省 それにつきましては、参考資料の4ページ目を御覧いただきたいと思います。

先ほど触れましたけれども、温暖化対策につきましては、技術実証から始まりまして、導入・社会実装ステージまでさまざまな段階がある。今回のファンド事業というのは、本格導入は金融メカニズムの活用というところを狙ったものでございます。それぞれのステージに応じた位置づけを行っているものでございます。あるいは国からのCO2削減を目的とする補助金が出ている事業ですとか、そういったものは出資の対象とはしないということで、重なりがないということは整理しておるところでございます。

○石田恵美評価者 そういった意味では、金融のおっしゃるのですけれども、金融庁も地域密着型の地域金融機関に対してこういった事業性評価とか、そういったものも含めて、むしろこういった事業に関しては積極的にやるように促されて、実際やっていると思うのですね。そういったものとの重なりも含めて、本当に呼び水というのを何年も続けるのが適正かどうかということについて御検討いただきたいのが私のコメントです。

以上です。

○田島次長 そろそろ時間ですけれども、ほかにもございますが、よろしゅうございますか。

それでは、第1部は終了いたします。

続きまして、農水省の基金を取り上げたいと思います。

まず、事務局より説明します。

○事務局 それでは、行革事務局の説明資料の4ページを御覧ください。農水省で所管されています、漁業経営セーフティネット構築等事業基金でございます。

この事業ですけれども、漁業者、養殖業者の方々と国が燃油価格・配合飼料価格の上昇に備えて基金にお金を積んでおきます。そして、燃油価格ですとか配合飼料価格が一定の基準を超えたような場合には、漁業者の方々、養殖業者の方々に補てん金を支払うという仕組みになっております。

基金設置法人は一般社団法人の漁業経営安定化推進協会ということでございます。

参考の支出実績のところを御覧いただければと思います。26年度、27年度でございますが、黄色い枠内の下段の当初の支出見込みが実績を上回っている、実績のほうが見込みより低くなっているという形になっております。

論点を御説明申し上げたいと思います。5ページを御覧ください。一つ目が、支出の実績と見込みが乖離しているのはなぜかということ。

二つ目が、毎年度国が資金交付を行っている中で、燃油・配合飼料の価格上昇に対してどの程度の基金残高を備えておく必要があるのかということ。

三つ目が、29年度要求額、77億円が適切な水準かどうかということであります。

事務局からは以上でございます。

○田島次長 続きまして、農水省から2分以内で説明をお願いします。

○農林水産省 よろしくお願いたします。

まず、1ページを御覧ください。本制度は、漁業者、養殖業者が国とともに万が一の燃油や飼料価格の高騰に備えてあらかじめ共同で積み立てをしており、実際にそのリスクが現実化した場合に、当該基金から補てんを受けることにより、経営リスクを最小化するための取組でございます。

基金について、基金でなければならない理由といたしましては、国と民間業者が共同で積み立てるという性格であること、価格が高騰した場合に速やかに補てん金を支払わなければならない、柔軟性が要求されることがございます。そのために毎年度の予算で対応することが困難であり、基金での運用を行っております。

ページをおめくりください。論点となっております、どの程度の基金残高を備えておく必要があるかという点につきましては、これまでの専門家の皆さんの御指摘を踏まえて、見直しを行っております。そのポイントは2点でございます。資金需要の見込み方法について、燃油、餌、おのおのについて精度の向上を図らせていただきます。概要は中身にあるとおりでございます。

燃油部分と飼料分の基金については、これまで相互利用を例外的な措置として行ってきたところでございますが、今後は積極的に相互利用を行って、資金の効率的な活用を図ってまいりたいと考えております。

ページをおめくりください。これらの見直しの結果、29年度末までに必要となる国庫負担額の合計は185億円になると見積もっております。28年度末時点の基金のうち、国費分に



つきましては161億円程度でございましたので、その時点での29年度末までの不足額は24億円であったとの分析となっております。ただし、この分析についてはさらに今後精査を行って、今後の適正な予算要求につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田島次長 ありがとうございます。

それでは、20分程度議論をよろしく申し上げます。

○太田評価者 これは基本的に保険だと思うのですが、ほかの保険の基金との統合は考えられていないのでしょうか。つまり、よくないイベントが同時に起きる可能性が、完全に相関係数が1でない限りは分散したほうが、元手となる基金は少なくてすむわけですね。一つにまとめたほうが基金が少なくなるはずですので、関連する保険事業を一つの基金にまとめるということは考えられませんか。

○農林水産省 漁業関係で申しますと、保険というか、収入安定対策というものがございまして、これは収入安定対策となっておりますが、中身としては漁業災害補償法という法律に基づく漁業共済というものが、収入が減ったとき、台風で漁に出られなかったとか、資源が急激に低下したとか、そういうもので漁獲高が上がらなかったような場合の収入の補てんを行っております。ただ、これはぎょさい制度という法律を基本とするものでございますので、これをそういうものと同じような形で位置づけることは現状では考えておりません。

○太田評価者 例えばもっと広く、最近野菜が非常に高騰しているところですが、その安定化の措置もあるかと思うのです。野菜が上がる場合と、こういう飼料あるいは燃料が上がるというのは確実に同じようには起きないはずなので、基となって準備しておかなければいけないお金というのは、制度を全部一つに束ねれば少なくできるはずなのですよ。バリュー・アット・リスクで計算されていると思いますが、それは当然個別でやるよりも、お金に仕切りを作っておくよりも全部まとめておいたほうが少なくてすむはずですね。融通がきくので、お互いに流用ができるので。

そうしますと、農林水産省担当の保険関連のものだけでもまとめれば、基金への拠出額を抑えることができる。あるいは、もっと広く政府がやっているあらゆる保険について一つに統合すれば、必要とされる基金の拠出額はかなり抑えることができるだろうと思います。そういう形で国民負担を軽減することは全く考えていらっしゃるのですか。

○農林水産省 申し訳ございません。正直、そのような観点での検討というのを今のところ行っておったわけではございません。我々、水産庁の範囲内での発想でこれまでは検討

しております。ただ、おっしゃるとおり、もしかしたらリスクの相関がマイナスでうまくバランスがとれるような、我々のプロファイルの保険制度がどのようなものがあるのかも、正直、我々として全体を把握しているわけではございませんので、質問に対する回答としてはそういう検討は今のところは行っておりません。

○太田評価者 技術的なことを言いますと、相関はマイナスでなくても1でなければ減らせますね。ですから、ちょっとでも、完全に連動していなければ、それによって基金を抑えることができるはずですので、国民負担を減らすために御検討いただければと思います。

あと、保険に関して拠出額一対一は、国1、利用者1という理解でよろしいですか。

○農林水産省 基本はそうでございます。基準値を大幅に超過した場合について、国の負担割合が徐々に大きくなっていくという部分がございますが、基本的には一対一でございます。

○太田評価者 そうすると、漁業関係者の方に保険の値段を半分の値段にして売るということと本質的には同じですね。

○農林水産省 さようでございます。

○太田評価者 そうすると、きちんとした市場であれば、保険の値段がついていたとすれば、漁業関係者の方はこれぐらい保険が欲しいという額を超えて保険を買うことになりませんか。つまり、最適な保険の量を超えて保険をかける。そういう意味では、資源の有効利用になっていないのではないですか。

もし保険が安くなければ、例えば船の修繕に充てたり、ほかの漁業の魚群探知機か何かの機械に投資したほうがいいと、本当は漁業の方が思っていらっしゃるにもかかわらず、国が半値で保険を提供しているので、それだったら保険をもっと買っておくかと行動されている。そうすると、この仕組みが漁業の方の最適な運営を阻害している可能性はないですか。

○農林水産省 その部分につきましては、使う燃油の量というのは報告をさせておりまして、その実際に使う量に応じた保険金額までしかかけられないという状況で。

○太田評価者 ただ、燃料の変動の保険をかけるよりは、多少変動しても、そのリスクをとってでも、船の修繕に充てるなり、人を雇うなり、ほかのことに保険代に払うお金を使ったほうがいいという判断は、漁業の方の判断で当然あり得るわけですね。その漁業の方の判断をゆがめて、保険をたくさん買うようにしているわけですね。国が今、税金を入れ

て半値で保険を提供しているわけですから。もし、国がやらなければ、これぐらい保険があったらいいと思う額を超えて保険を買ってもらっているわけですね。そうすると、そのほかの漁業の費用、船であるとか、人を雇うとか、設備投資をするということ以上に、保険をもっと買ってもらったほうがいいという国の政策的判断があるということですね。それはどういう根拠に基づいているのかというのが気になるのです。資源配分をゆがめているわけですね。

○農林水産省 基準価格を超えた部分について半分を負担するということになっておるわけですが、そうだとすると、国がインセンティブを与えることによって、漁業者の判断を、市場からのシグナル以外のもので行ってしまうような形にしているというところはございます。

ただし、漁業者は、普通の経済合理性以外の部分で動くような部分もございます。要は、本来であればリスクというのを勘案して、燃油が上がっていくことを勘案して、あらかじめ上がったときに備えて自分でお金を積み立てておくということがあってもいいのですが、なかなかそうならないという部分がございます。むしろ、我々としてはそういうときに備えてお金を自分たちで積んでおいてもらいたいと。我々としてはそのためのインセンティブとして半分お金を出すという考えで、そういう方向での、我々として市場のシグナルどおりに動くようにというより、むしろそういう方向で改めて備える方向に動いてもらいたい。そういう政策判断があるという部分は確かにそのとおりです。

○太田評価者 漁業の現場の方よりも水産庁さんのほうが判断が的確なので、その判断が間違っている分も補正するというように聞こえるのですが、そういう理解でよろしいですか。

○農林水産省 言い方によるとは思いますが、そのように。

○太田評価者 基本的に全体像は水産庁さんのほうが考えているので、漁業の方が考えが及ばないところを補うために税金を入れている。

○農林水産省 言ってみればそういう部分はございます。ただ、我々として、基本的にはあらかじめそういうリスクに備えていただきたいというところが根本でございます。

○太田評価者 現場の方よりも的確にリスク判断ができるというのはにわかには信じがたいですが、そういうふうにお考えだということで承りました。

それでは、この保険を民間が提供できない理由は何でしょうか。民間の保険会社が提供していれば、漁業関係者の方が基本的に最適な量の保険をお買いになるわけですね。国が

この事業をやっているために、民間の保険サービスを実施するマーケットが破壊されているとか、クラウドアウトして押しつけてしまって、民業圧迫になっている可能性があるわけですが、民間が保険を適切な価格で提供していればすむ問題ではないのですか。

○農林水産省 民間の保険というものが現実に存在していない。それはこれがあるからかどうかという部分はあると思いますけれども、ただ、民間の保険に相当するものとして、例えば燃油が上がったときに備えたオプションの市場は存在するわけですので、そういうものを購入して対応することが可能かというところがございますが、我々のほうでも、オプション価格というのはなかなか簡単には入手できなくて、体系的に入手するには膨大な金額がかかるわけで、個別の特定の日のオプション価格等を入手しまして、そういうリスク回避の方法が可能かということを検討いたしました。正直申しまして、価格の上昇局面、下降局面とか、いろいろなパターンで、我々が入手したオプションの価格はちょうど下降局面のオプションだったのですけれども、そのリスクを回避するためにあらかじめどんな方法で買うことができるのか、どの水準でどういう行使価格で買うことができるのかというのは、正直、どうやっても無理そうだとすることがあって、実際にそれに相当するような保険が提供できるのかというのは、ちょっと難しいかなと考えた。

我々のこの制度につきましては、国が一对一で負担する部分があってインセンティブを与えることができ、かつ、それに備えた金額で一定基準価格以上に。

○太田評価者 よろしいですか。時間が限られているので。

○田島次長 あと1往復でお願いいたします。

○太田評価者 基本的に難しいということであれば、御庁のほうに保険を提供する知見がないということですから、民間でサービス提供したほうが安く上がるということではないですか。

○農林水産省 その部分につきましては、本当にリスクを回避するような手法がないかというのを引き続き専門家の方とかの意見を伺いながら検討したいと思います。

○川澤評価者 先ほど漁業関係者の方がリスクに自ら備えるインセンティブとしてこの基金を積み立てていらっしゃるというお話がございました。

そういたしますと、恐らくこの基金を積み立てて、実際に価格上昇時に資金を受け取る方というのは漁業者の大部分の方かと思うのですが、そういう方たちに対して、今のこの基金がインセンティブであって、自ら積み立てるような取組を進めてくださいというメッ

ページを何らかの形で発信されていらっしゃるのでしょうか。

○農林水産省 この制度自体のそもそものスタートが漁業者からの要望で、自分たちがこういうことに取り組みたいというのに応えるような形で全体の仕組みというのを作ってまいりました。そういう意味では、功を奏して、最初から我々がこうしろと言っているわけではなく、業界の団体とかたのお互いのコミュニケーションをとる過程でやっておりますので、おのずとメッセージというか、本当に問題意識のある、実際にリスクを感じていらっしゃる方というのは、この制度に加入していただけておるところでございます。

○川澤評価者 制度に加入したとしても、その後、自ら積み立てるようなインセンティブとなるためにこの基金があるというお話でしたので、そこはそういう御趣旨であるならば、ぜひそういったメッセージをきちんと発信して、恐らく新規で入られている方というのも千人ぐらいいらっしゃる資料を拝見しましたので、そこはそういった新しい方たちにも、既存の制度はこうであるけれども、実態として今後自らリスクに備えた取組が必要なのだということを伝える必要があるのではないのでしょうか。

○農林水産省 その点につきましては、この制度はそもそもそういう趣旨で、今後自分たちでできるだけそういう方向に向いていただきたいというメッセージを伝える必要があるかと思えます。おっしゃるとおりだと思います。

○川澤評価者 そのあたりは、既存の制度を運用するという観点だけではなくて、そういった御趣旨を踏まえた、この制度は最終的には必要なくなって、自らリスクに備えて取組まれるようなことも見据えて、ぜひ検討いただければと思います。

○石田晴美評価者 仕組みについてちょっとおさらいをさせてください。

国と漁業者は一対一という話なのですが、積み立てるときが一対一なのか、それとも、実際に補てん基準を上回る価格の変動があつて、補てんするときの補てんの額が一対一なのか、教えてください。

○農林水産省 積み立てるときというのは、多少のタイムラグがあると思います。払うときの負担が一対一というところがございます。

○石田晴美評価者 払うときの、結局補てんするときのことですね。

そうすると、基金という形で、今後、必要な見込額がもっとこれから精緻化されますというお話をされましたけれども、基金にするとどう考えても絶対に過不足出てきて、不足にならないように多め多めに積むのだと思うのですね。であれば、半分は実際の漁業者の

方たちが積んできた基金から補てんを半分出すのですね。例えば200億足りない、補てんが必要だというと、100億は漁業者が積み立てた基金から、残り100億を国が払えばいいのですね。それは国は基金にしないで、100億かかりましたと言われてから払っても、補正予算で十分担保できるのではないですかね。そうすれば、すごく大変な計算をして、幾ら必要なのだろうと国が関与して計算する必要がないですし、どう考えたって、半年で何十億というお金がたまるといって、それはため金になって無駄になりますので、その辺は補てんに必要な額を補正予算でという仕組みを考えるというのは難しいのですかね。

○農林水産省 実際には燃油価格が高騰して支払う条件が整ったときと、補正予算が組まれるタイミングというのが、都合よく合えばいいのですが、基本的には補正を組むという政府全体の意思決定がない限りは、我々としてもお金の入れ様がないわけで、基本的には当初の予算で必要な額を補充していく。その間、補正等があればそういうものも活用していくということになると考えております。

基本的には、実際には漁業者に積み立てていただいた分を先に払って、後からというのは難しいのではないかと考えております。

○石田晴美評価者 この補てん基準も結局、過去7年で上と下を切ってという形ですね。この基準自体計算するのも時間がかかるわけですね。さらに、実際に交付というには、申請するのかわらか、とにかくそれも計算をしてかかるので、ずっと時間がかかっていくので、最初から見積もりをしなくても対応できると思います。だから、お金がないのでというのではなくて、今まで全て補てんしているのも、ずっと遅れ遅れでしか実際に漁業者の方にお金は多分届いていないと思います。

以上です。

コメントは結構です。

○田島次長 よろしいですか。

○農林水産省 基本的には遅れ遅れで、確かにタイムラグはあるのですが、四半期ごとに支払いを行うのですが、四半期の3か月間の平均価格と基準価格の差というのが、翌月には支払うという状況になっておりますので、そのタイムラグと予算の単位というのは1年とかという単位になりますので、そこは対応が難しいと考えております。

○田島次長 あと5分程度ですけれども、どうぞ。

○金子評価者 基金事業の名称が漁業経営セーフティーネットということで、極端な話をすれば、幾ら燃油が高騰しよう、それに応じて、仮に収入が上昇すればこちらの基金の

アウトカムに書いてある、いわゆる漁業生活者の収入というのは確保されるのですね。ということで、燃油だけではなくて、収入とその他のコストも総合的に見て、差額で漁業者の収入が決まってくると思いますので、そういった中で、燃油を補てんするというところに、基金事業の名前はセーフティーネットということですが、この事業としては燃油に限っているということで、この基金の全体の中での漁業政策の中の位置づけというものはどういう形で示されているのかということと、アウトカムがコストを削減するというところにあるのですけれども、そうであれば、またほかの方法等もあると思うので、このようなコスト削減というのを最終的なアウトカムとして基金シートの2枚目で設定された理由について教えていただいて、より国民に対してわかりやすい開示をお願いできればと思います。

○農林水産省 まず、1点目の、要は所得が安定的に確保されれば、漁業経営というのでも安定するのではないかとこの部分でございますが、我々として、この施策については、漁業経営の中のさまざまなコストとか、所得とか、収入とかというファクターの中で、燃油であったり、餌であったりというのが大きな要素を占めているということがあって、その大きな要素については、オールジャパンというか、全ての漁業者についてイコールなところでやってもらいたい。そこから各自の漁業努力とか、あるいは高く売するような取組とか、そういう部分については各自の努力というもので何とか頑張ってもらって、それに先ほどのぎよさい制度というか、所得が急激に個々の魚価ではコントロールできないような要因によって、一生懸命努力しているのだけれども、だめな部分についてはまた別途対応するという、漁業政策全体としてはそういう形となっております。

○農林水産省 指標について、油以外のコストがあるのではないかとこのお話なのですが、この前までは油費がどれだけかかっているかを見ていたのですが、要するに、燃油費は全体のコストの2割から4割を占めているのですけれども、それだけ見ても、全体のコストを下げることにならないのではないかとこのことで、こういう形で漁労にかかるコスト全体を指標とすることにしたものです。

○農林水産省 すみません、養殖のほうも少し、餌の問題も御説明させていただきたいのですが、養殖の場合、餌のコストが全体のコストに占める6～7割を最近占めております。経営に対して非常に大きな問題ですので、ここは大きな柱として対策を打っているというところと、養殖の場合は共済も、例えば赤潮が発生したり、魚病が発生したり、どれだけ魚が死んだとか、そういう観点から保険をかけておりますので、いろいろな組み合わせの中で何が適当か、漁船、漁業、養殖業、なかなか一言では統一できないのですけれども、御指摘の点も踏まえて、よくそういうことも配慮しながら、今後、在り方については皆さん、関係者と意見交換したいと思っています。

○石田恵美評価者 すみません、2点ほど御質問があります。

まず1点目ですけれども、もともとこのセーフティーネットというのは平成25年とかに燃油がものすごく異常に高騰してしまったときに発動したものだと思うのですけれども、その後、今、原油安のほうでまた通常どおりというか、ある程度安定してきているというふうに見られますが、逆に、飼料のほうについては年々高騰傾向で、高止まっているので、ある意味これが今のベースで、今後漁業経営をやっていかなければならないのではないかという意味では、いかなる企業体、あるいは事業においても、自分たちが置かれている環境において経営努力をすべきである。それについても、今までいろいろと支援をしていらっしやっし、今も支援をしていらっしやると思うのですけれども、今回、この基金の中では、結局そういう合理化ということではなくて、完全にセーフティーネットの部分だけに絞ってしまうという中で、さらにまだ従前どおりのプールが必要であるというところについて、どういうふうに計算されているのかという点ですが、教えていただけますでしょうか。

○農林水産省 ありがとうございます。お答えいたします。

おっしゃるとおり、世界的な需要が伸びているということで、じわじわ餌は上がっていて、高騰ということですが、国庫の負担額、今回、不足額を見込むに当たりましては、やはり基金ですので、できるだけ少なく置いておかななくてはならないということに最大限配慮しまして、例えば短期で見た29年度末で見ますと、配合飼料の価格というのは、例えばペルーのアンチョビーだとか、そういう魚粉の価格に大きく変動されます。29年度短期だけで見ますと、例えばエルニーニョが今回終了してラニーニャに変わったということは、すごく漁獲の回復にはつながりますので、我々の試算でも、29年度末には段階的に下がっていく、ほぼ発動しない水準まで下がっていくとみなして、標準を置いております。ただ、円安のリスクだけは考慮させていただいているので、8%リスクシナリオがあるという分析をさせていただいております。

おっしゃいますとおり、餌、ある面、止血剤といいますか、守りの対策だけではなく、当然技術開発で、例えば配合飼料、魚粉に依存しないような餌の開発とか、例えば最近はいワシやサバは国内でとれていますので、海外の魚粉に依存しないような体質をつくる。それから、もちろん需給の問題で価格は決まってしまうので、これは農林水産省、政府を挙げて輸出拡大に取り組みまして、こういうことも全体的な対策としまして、今後、養殖業も振興させていく考えでございます。

○石田恵美評価者 そういった意味で、今回、事前勉強会の段階で、どれだけ基金という形でプールとしておくべきか。別に支出をする、しないのものではなくて、基金という形でどれだけこちらの漁業経営安定化推進協会のほうにためておくべきかというような議論



の中で、これだけ必要なのですという計算がいま一つよくわからないので、もうちょっと先物だとか、あるいは将来的な予測だとか、どうしてこういうリスクがあり得るのかということも踏まえた上で、必要な金額を出すべきではないかという御指摘をさせていただいたところ、今回の水産庁さんの資料の2ページのところで、バリュー・アット・リスクの話をややく出していただけたのですけれども、これも1万通りの中でなぜ501番目の数字をとっているのかとか、配合飼料に関しても、どうしてこういう予測になるのかということに関しては、実はまだ結果に合わせている面がないかということは疑問を持っておりますので、これについてはより将来的な見込みとか、本当に必要なものを本当に必要なだけ基金のほうに置いて、それ以外については国民のために有効に使うべきであるという視点は、これからも忘れないでいただいて、しっかり見ていただきたいと思っております。

その関係で、もう一点の質問なのですけれども、こちらの漁業経営安定化推進協会のほうの事前勉強会の資料で、今日はないので国民の方には申し訳ないのですけれども、協会の貸借対照表とか決算書を見せていただいたところ、こちらの基金のために特定資産、この基金のためのお金ということで、320億円が協会のほうにたまっているというのが平成27年度末だったと思います。こちらのほうがほぼ普通預金が230億で、定期預金が90億ということなのですけれども、こちらについての受取利息のほうが370万ぐらいしかなかったと思いますが、他方で、推進協会のほうの一般会計、そちらの協会の運営のほうに回されるための通常使っていらっしゃる預金というのは、平成26年は3,500万しかなくて、そちらの利息は280万円、平成27年は7億円で、受取利息は1,600万円という数字だったと思うのです。

一般のほうに置いているお金よりも、基金の特定資産として置いているお金のほうがよほど多いと思うのですけれども、利息のほうについては一般会計のほうの利息のほうが非常に大きい。平成26年でいえば8%とか、平成27年でいうと3%以上という形で、これも残高からざっくりやっただけなのでわかりにくいかもしれないのですけれども、本当は普通預金は動くので、もっと緻密に計算するとすれば、もっと利率は上がると思うのですけれども、このように基金で特定資産と置いている金額に対して付される利息と、一般会計で管理費用に使える預金に対する利息とを比べた場合に、余りにもアンバランスがあるのですけれども、これは基金のほうに出したお金のほうを一旦期中で一般会計のほうで運用して、そちらのほうの利息として回して、協会の経費というのはほぼ受取利息の中で賄われているようなのですが、基金残高から一般会計のほうの一般の管理費を出すために運用に回されるといったことはないのでしょうか。

そのあたりについて、多分モニタリングされていらっしゃると思うので、基金として出したお金の運用とか、その利息がどうなっているのかについて、もし、調査されていらっしゃるようでしたらば、教えてください。

○農林水産省 基金で、国から預かったお金、また、漁業者から預かったお金、基本的に

は基金の運用益で、その会計の中で回すべきものであって、別途基金の運用というか、制度を回していくために必要な運営費というのは出しておりますので、そのところはかつちり峻別させる必要はあると考えております。その部分はきっちりモニタリングしたいと思います。

○石田恵美評価者 私も事業費は直接出しているとお聞きしていたので、事業費の補助金を受けて事業費を出しているのかと思ったら、もう一回決算書をよく読んだのですけれども、そうすると、法人会計の欄のところの受取利息が1,600万とか計上されていて、それで運営費のほうを賄っているというような正味財産増減計算書になっていましたので、そのあたりもきちんと基金として出した320億なら320億なりがプールされているものがどのように使われているのかということについては、よくモニタリングしていただきたいと思います。

○田島次長 それでは、時間でございますので、取りまとめをお願いしたいと思います。

○石田恵美評価者 しゃべりながら取りまとめということで、不十分でしたら申し訳ございません。

まず、本日ですけれども、最初の地域低炭素化出資事業に関しましては、基金として国が拠出して行わなければならない根拠が不明確なのではないかとか、ファンドを組んで行う必要があるのかどうか。民間でもできるのではないか。ファンドではなくて出資、投資ということだけでよいのではないかといった厳しい御意見もございました。

こちらの地域低炭素化出資事業については、低炭素化を推進する政策の中での意義だとか、位置付けだとかについても再整理されて、ファンドを組んで行うことに伴って管理費も過大になりかねませんので、こちらの事業内容及び管理運営体制については抜本的に見直すべきであると考えます。

また、現在、継続しておられますけれども、こちらのモニタリングについては、引き続き厳しく行っていただきたいと存じます。

漁業経営セーフティーネットに関しましては、セーフティーネットという保険事業としての合理性ですとか、漁業者の経営合理化へのインセンティブとなっているかとか、こういったセーフティーネットとしての合理性があるのか。また、そちらで実行されている金額と実際の将来の見込みを立てているところの乖離ということもございますので、これについて引き続き事業の執行計画を厳しく再精査しながら、基金としての残高がどのぐらい必要なのかということについては、厳密に御検討いただきたいと思います。

また、両事業とも共通でございますけれども、そういった将来の見込みと実行実績のほう乖離する場合には、やみくもに基金のほうに積みっぱなしということではなくて、余剰資金については国庫に返納していただきたいと思います。

事前勉強会も含めまして、基金をほかにも拝見させていただきましたけれども、今回のレビューで取り上げた二つの基金だけではなくて、公益法人などに造成された全ての基金について同じような話だったと思います。全て事業見込みが適切に精査されているかなどの観点から、早急に再点検を各省庁とも行っていただいて、余剰資金については国庫返納を行っていただきたいと思います。

以上です。

○田島次長 ありがとうございます。

何か補足はよろしいですか。

それでは、このセッションを終了いたします。

次は50分から「フルコスト分析（旅券関連業務）」でございます。どうもありがとうございました。